

第2期長野県松本地域 基本計画

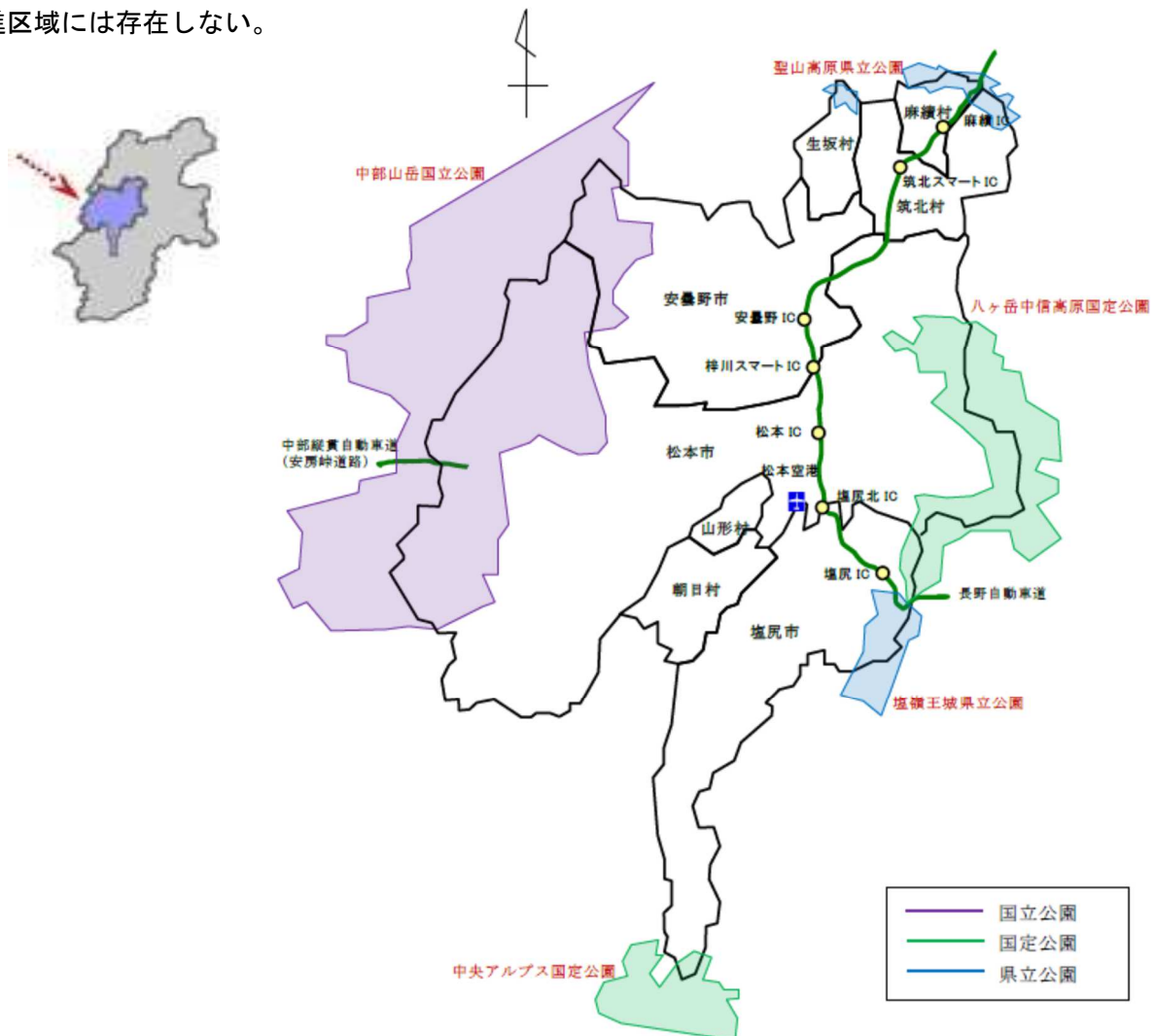
1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和5年4月1日現在における長野県松本地域（松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村）の行政区域（以下「松本地域」又は「当該地域」という。）とする。面積は、概ね18万7千ha程度である。

本促進区域内における鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する中部山岳国立公園及び八ヶ岳中信高原国定公園並びに塩嶺王城県立公園、聖山高原県立公園、中央アルプス国定公園並びに環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等については、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において配慮すべき事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然環境保全法に規定する長野県自然環境保全地域、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地は、本促進区域には存在しない。

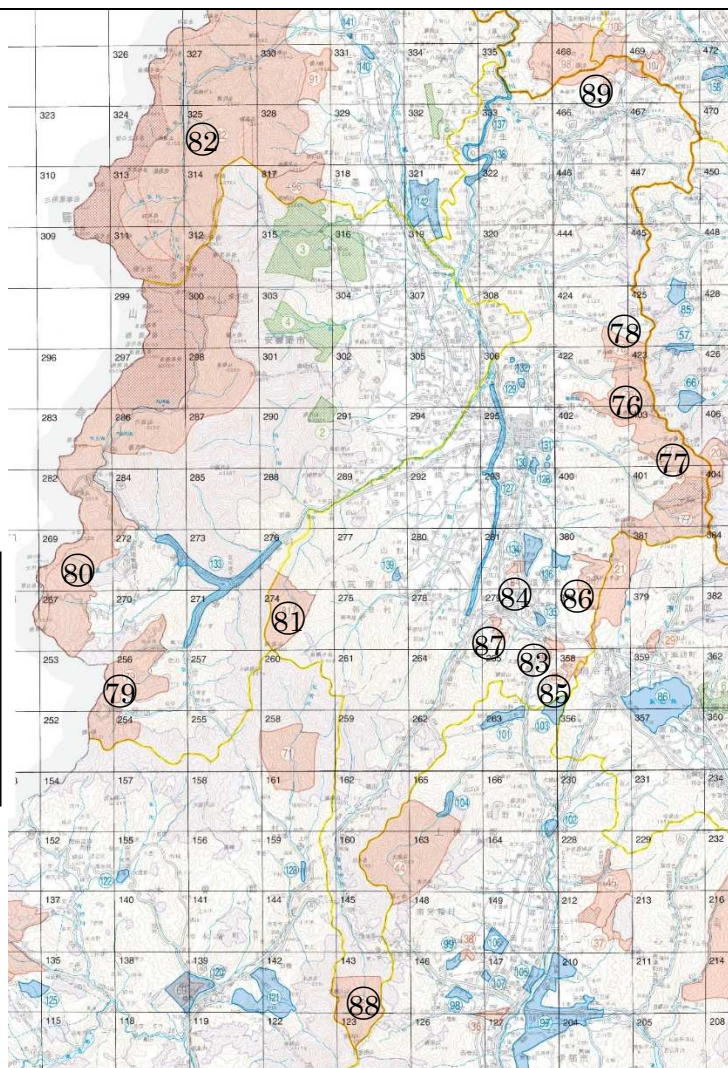


長野県鳥獣保護区等位置図

(松本地域)

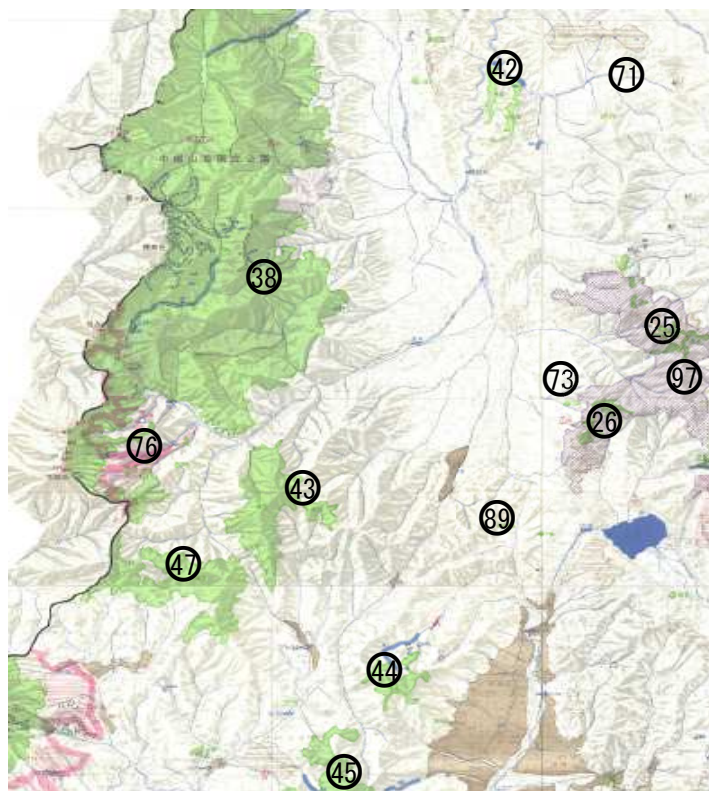
凡 例	
	鳥 獣 保 護 区
	特 別 保 護 地 区
	特定猟具使用禁止区域(銃猟)
	狩猟鳥獣捕獲禁止区域
	鉛散弾規制区域
	国 有 林
	日の出日没推定時刻適用地域区分線
	自然公園法第21条1項の規定に基づく特別保護地区
	郡 界 線

番号	名 称	所在地	番号	名 称	所在地
76	本郷	松本市	83	みどり湖	塩尻市
77	美ヶ原	松本市	84	広丘	塩尻市
78	月沢	松本市	85	勝弦	塩尻市
79	奈川	松本市	86	東山地区	塩尻市
80	乗鞍	松本市	87	比叡ノ山	塩尻市
81	波田黒川	松本市	88	白川	塩尻市
82	北アルプス	松本市	89	聖高原	麻績村



環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落

25	美ヶ原の特殊植物群
26	鉢伏山の半自然草原
38	飛騨山脈の自然植生
42	生坂のアカマツ林
43	鉢盛山の原生林
44	経ヶ丘の原生林
45	木曽山脈の自然植生
47	末川の原生林
71	四阿屋山のブナ林
73	牛伏寺のブナ林
76	乗鞍山麓の湿原郡
89	小野・矢彦神社の社叢
97	扉温泉上のブナ林



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

松本地域は、長野県の中央部に位置し、日本の屋根と呼ばれる北アルプスと美ヶ原高原に囲まれた盆地を中心に、3市5村からなっている。総面積は、1,868.73km²で全県の13.8%を占め、うち森林は1,413.59km²で全体の75.6%、耕地面積は189.64km²で全体の10.1%を、それぞれ占めている。

気候は、寒暖の差が大きく四季の変化に富んだ内陸性気候となっている。

交通インフラとしては、長野自動車道、国道19号・20号など8本の国道及び東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR」という。）等の中央本線・篠ノ井線・大糸線等の主要な交通網によって、県内各地、首都圏・中京圏の両方と結ばれている。

平成9年12月に開通した中部縦貫自動車道の安房峠道路は、北陸・飛騨高山地方への所要時間の大幅な短縮に加え、通年通行を可能としている。なお、中部縦貫自動車道等の整備により建設及び関連サービス分野の需要がある。また、昭和40年には松本空港（信州まつもと空港）が開港し、国際化に向けた要件も備えている。

産業面では、松本市、安曇野市、塩尻市の平坦地域に、機械・金属・電機・電子・情報等の精密機器関連企業を中心とした第2次産業が発展し、松本地域全域では、野菜・果樹・水稻を中心とした生産性の高い農業が営まれている。また、当該地域では、産学連携を活用したヘルスケア分野への展開やIoT、AIを活用したデジタル分野への新たな取組も生まれている。また、松本市や安曇野市においては、観光産業が発展している。

観光面では、中部山岳国立公園南部の上高地・穂高連山・常念山脈等をはじめ、八ヶ岳中信高原国立公園、塩嶺王城及び聖山高原の県立自然公園等を有し、温泉では安曇野穂高温泉郷、美ヶ原温泉、浅間温泉等がある。また、国宝松本城、奈良井宿、安曇野わさび田湧水群等著名な観光地を数多く有している。

林業においても、全国3番目の有数の森林県である長野県と同様に松本地域の面積の約8割が森林であることから、その豊富な森林資源を活用し、その利益を山側に還元することで林業再生や循環型地域社会の形成、地域の活性化を図ることを目的に、平成24年9月より「信州F・POWERプロジェクト」を長野県、民間企業、大学、金融機関とともに産学官金の連携体制を構築して推進している。また同様に、カラマツ材などの地域材や水資源等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野への展開を進めている。

松本地域の人口は、令和5年4月1日現在418,541人（毎月人口異動調査、対前年比0.32%減）で、県総人口2,077,647人（対前年比0.71%減）の20.8%を占めている。

10年前との比較（平成25年と令和5年の各4月1日現在）では、松本地域では全ての市村で減少している。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

松本地域は、雇用者数の約2割、売上高の約3.4割、付加価値額の約2.8割が製造業となっており、製造業を中心とした経済構造をなしている。精密機械工業は、部品供給基地として最先端の技術、人材、拠点施設等が集積している地域特性を生かし、今後はより成長性の高い新事業への参入及び事業拡大を後押しするとともに生産性改革を進め、質の高い雇用の創出を行うことを目指す。加えて、製造

業における質の高い雇用の創出が、地域内の雇用者数の約 3.3 割を占める卸売・小売、サービス業等の地域内の他の産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。機械加工等のものづくり関連や電子デバイス等のデジタル関連の業種が多く集積しているという地域の立地特性を活かし、地域拠点としての機能強化や企業による連携等、新たな事業展開や生産性の向上、付加価値の創出など高い経済的効果を実現することを目指し、デジタル技術等を活用した産業の創出を図っていく。

また、豊富な森林資源や水資源等の自然環境を活用して、木質バイオマスエネルギーや小水力発電等の再生可能エネルギーの利活用を進め、循環型社会の形成、地域の活性化を図る取組を推進する。

当地域は、自然環境を活かした農産物（りんご、ぶどう、スイカ、ワサビ、長芋など）の栽培も盛んであり、米・そば・信州サーモンなどの地域の特産物の活用にも取り組んでいる。農林水産物や清涼な水等、豊富な特産物が多くあることから、それらの特産物を活用した食品製造業も盛んである。ワイン用ぶどうの栽培やワイナリーも増えており、これら地域農畜産物のブランド力の強化と 6 次産業化をさらに進めていく。

観光面では、上高地、安曇野など多くの自然を活かした原風景を保っており、松本城、奈良井宿などの歴史的価値を持った建造物も多く存在している。また、自然を活かしたロードレースなどのイベントや、スキー・登山などのアウトドアスポーツも盛んであり、文化的イベントや多くの美術館が存在することから、観光地の魅力向上やブランド化、情報発信をさらに高めるとともに、当地域が抱える多数の史跡、自然等の観光資源や農業と連携した観光コンテンツづくりなど、地域の特性を活かした循環型社会の構築を目指した観光・スポーツ・文化・まちづくりの取り組みを推進していく。

今後さらに加速していく長寿社会への対応を踏まえ、健康面や医療へのサポート体制が必要不可欠となっている。当該地域では健康増進や啓発、健康医療関連産業への取組も進んでおり、産学官の連携による体制が整備されてきている。関連産業の創出など、大学や企業などとの連携を活用したヘルスケア分野における取り組みを促進していく。

交通アクセスの面では県内の中央部に位置しており、首都圏、中京圏及び県内各地域との利便性が高い。今後、中部縦貫自動車道の整備や松本糸魚川連絡道路の事業が進んでいくことにより、新たな広域交流圏の中心として、物流拠点の形成や交通インフラ特需への期待、それらに伴う建設業の需要や設備投資の拡大も見込まれる。そのため交通インフラを活用による地域経済への波及効果も期待されるため、そのメリットを最大限活用した建設及び関連サービスの推進を図っていく。

（２）経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	5,458 百万円	9,067 百万円	66.1%

（算定根拠）

地域の特性を活用する分野ごとに、業種別（大分類）付加価値増加額×地域経済牽引事業の新規事業件数×地域経済牽引事業の域内への波及効果を用いた目標値とする。

業種別（大分類）付加価値増加額は、令和 3 年経済センサスー活動調査の 1 事業所あたりの純付加価値額とし、地域経済牽引事業の新規事業件数は、立地希望相談件数などから推計し、30 件とし、

地域経済牽引事業の域内への波及効果は、平成 27 年長野県産業連関表 産業別 生産波及とする。

:百万円

地域の特性及び 活用する分野	大分類	件数	1 事業所あたりの 付加価値増加額	波及効果	目標値（付加 価値創出額）
①環境・エネルギー 分野	製造業	2	108.24	1.25	270.60
②成長ものづくり 分野	製造業	9	108.24	1.25	1,217.70
	情報通信業	1	46.54	1.41	65.62
③デジタル分野	製造業	5	108.24	1.25	676.50
④ヘルスケア分野	製造業	1	108.24	1.25	135.30
	生活関連サービス業	1	42.50	1.27	53.98
⑤農林水産・地域商 社分野	製造業	3	108.24	1.25	405.90
	農林漁業	2	42.50	1.28	108.80
⑥観光・スポーツ・文 化・まちづくり分野	卸売業、小売業	1	42.50	1.27	53.98
	製造業	1	108.24	1.25	135.30
	サービス業	1	42.50	1.27	53.98
⑦建設及び関連サー ビス分野	製造業	2	108.24	1.25	270.60
	運輸・郵便業	1	114.67	1.40	160.54
合 計		30			3,608.78
平 均					120.29

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）から（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が4,250万円（長野県全産業の１事業所当たり純付加価値額（令和３年経済センサスー活動調査））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下の

いずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で6.3%増加すること
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で6.3%増加すること
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で8.0%増加すること

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

また、以下の設定区域は諸計画と整合している。

【重点促進区域1：地図上の位置A】

朝日村大字西洗馬字原新田

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は約8haである。

本区域は第4次国土利用計画（朝日村計画）において、「工業用地と住宅用地の混在を防止する」地域に位置付けられており、先に整備された工業団地や道路に隣接し、交通の利便性に優れた立地条件を備えていることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。また、本区域は全て農用地区域であるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。また、本区域には市街化調整区域及び未利用地は存在しない。

なお、本区域内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する中部山岳国立公園及び八ヶ岳中信高原国定公園並びに塩嶺王城県立公園、聖山高原県立公園、中央アルプス国定公園並びに環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地については、存在しない。

(関連計画における記載等)

第4次国土利用計画（朝日村計画）における記載：

本区域は「工業誘致のための必要な用地」として位置づけられ、長野自動車道の塩尻北インターチェンジに15分の立地特性を生かし、周辺の自然環境等の地域の特性に配慮しながら重点的に開発を進め、土地の有効な利用の促進を図る方針が示されている。

朝日村農業振興地域整備計画における記載：

農用地等利用の方針として、「農地については、小規模で遊休化している等生産性が低い農地は、地元の意向を聞きながら、基盤整備を行い守るべき農地として担い手へ集積する、あるいは、農地を手

放した小規模農家に対し、就業の機会を確保するための企業誘致等を行う等、土地の有効利用も視野に入れ総合的な土地利用を図ります。」と記載されている。

また、「総合的な土地利用については、国土利用計画（朝日村計画）に沿って計画を進めます。」と記載されている。

第6次朝日村総合計画における記載：

高速道路に近いという特徴を生かした企業誘致を行い、若者の村内雇用・就業を促進する方針となっている。

【重点促進区域2：地図上の位置B】

安曇野市大字穂高北穂高字並柳、出バタ、清水原、裏、売分山、袖原、氏神、新河原、東畑、藤吉北、家前、飯綱宮西、飯綱宮北、宮ノ南、家敷添、古屋敷、東川原

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は、約19haである。

本区域は、地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」の沿線に位置し、同道路と併せて整備される（仮称）安曇野北インターチェンジを経て長野自動車道へのアクセスが10分圏内となることから、さらなる物流の促進や、新たな企業間の取引等、広域的な交流・連携が期待されている。

また、本区域内には「青木花見産業団地」及び「島新田工業団地」があり、生産用機械器具製造業や食料品製造業を中心に、多種多様な産業が集積している。

なお、本区域には約19haの農用地区域が存在するため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。また、本区域には市街化調整区域及び未利用地は存在しない。

また、本区域内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する中部山岳国立公園及び八ヶ岳中信高原国定公園並びに塩嶺王城県立公園、聖山高原県立公園、中央アルプス国定公園並びに環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地については、存在しない。

（関連計画における記載等）

第2次安曇野市総合計画（基本構想・後期基本計画）における記載：

第2次安曇野市総合計画基本構想では、将来ビジョン「自然、文化、産業が織りなす 共生の街 安曇野」を掲げ、将来ビジョンを具体化するための目標として「魅力ある産業を維持・創造するまち」を掲げている。後期基本計画では、価値創出プロジェクト「選ばれ続けるまち、安曇野」の中で、就労環境の整備を掲げている。これらを実現するための施策の1つとして「商工業の振興」が盛り込まれ、「新たな産業団地の造成などの受け皿の確保や支援策の充実により、企業の誘致や内発的展開を図ります。」と記載されている。

安曇野市都市計画マスタープランにおける記載：

安曇野市都市計画マスタープランでは、新たな事業用地の確保・誘導に対する市の考え方として、

「新たな事業用地については、一定の都市基盤整備の整った既存の産業団地、若しくは工業団地又はこれらの隣接地に確保・誘導を図ることが、本市の都市づくりにおける基本的な考え方（方針）です。」と記載されている。

安曇野市土地利用基本計画における記載：

安曇野市では、まちづくりの基盤となる土地の適正かつ合理的な利用を推進するため、「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」を制定し、本条例の目的を達成するため、市の土地利用の基本となる「安曇野市土地利用基本計画」を定めている。

安曇野市土地利用基本計画では、本区域を含む田園環境区域の工業施設（工場、倉庫、事業所等）の開発基準として、「産業集積地内若しくは条例の施行日前から立地している工場の敷地内であること、又は産業集積地若しくは基本集落等の区域内の条例の施行日前から立地している工場、事業所等に隣接していること。」と記載されている。

安曇野市農業振興地域整備計画における記載：

安曇野市農業振興地域整備計画における全市的な土地利用の方針として、「生産性の高い土地利用型農業を確立するため、集団的な優良農地を保全することを第一とし、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的な条件や豊かな自然環境と景観に十分配慮をしながら、都市的な生活基盤・経済活動基盤の整備を図りつつ、適正かつ合理的な土地利用を進めることとします。」と記載されている。

本区域内を含む北穂高地区の方向性は「積極的に農地集積を図り、機械化一貫作業、ブロックローテーション、団地化を進め、効率的な農地利用を推進します。また、狐島地区にはセルリーの産地が形成されており、施設野菜栽培を積極的に導入し、複合経営による安定営農を図るべく合理的な土地利用を推進します。」と記載されている。

また、農業従事者の安定的な就業の促進の目標としては、販売農家数そのものは、継続的に減少傾向を示しているが、担い手等への農地の集積により、専業農家数は増加する傾向にあり、「農業従事者の安定的な就業機会の確保を図るとともに、定住条件の整備を推進する必要があります。」「農村を健全な定住地域とするため、生産基盤整備及び生活環境整備の促進に合わせ、工場、商業エリア等の計画的導入を図り、農業構造の改善と農業従事者の安定的な就業機会の確保に努めます。」と記載されている。

【重点促進区域３：地図上の位置Ｃ】

山形村字南野尻、字北野尻

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 22ha である。

本区域は、長野自動車道の塩尻北インターチェンジ、松本インターチェンジ、松本臨空工業団地及び商工業施設が集積されている地域に隣接し、第２次国土利用計画（山形村計画）において優良な企業の誘致の検討を進めるなど、適切な土地利用を進める地域と位置づけられている。また、本区域には約 22ha の農用地区域が存在しているため、「９ 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。また、

本区域には市街化調整区域及び未利用地は存在しない。

なお、本区域内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する中部山岳国立公園及び八ヶ岳中信高原国定公園並びに塩嶺王城県立公園、聖山高原県立公園、中央アルプス国定公園並びに環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地については、存在しない。

（関連計画における記載等）

第2次国土利用計画（山形村計画）における記載：

本区域は、第2次国土利用計画（山形村計画）において、松本臨空工業団地に隣接し、工業、運送業等の大規模施設及び大型商業施設が集積し、業務用地として村の活力を高める重要な地域の一つとして位置付けられている。信州まつもと空港、長野自動車道の塩尻北インターチェンジ、松本インターチェンジにも近く、交通インフラに優れた立地条件を活用し、既設の工業団地と連携を図ると共に業務系用地として農地との調整を図りつつ、雇用の創出の場として優良な企業の誘致の検討を進めるなど、適切な土地利用を進める地域と位置づけられている。

第6次山形村総合計画（基本構想・前期基本計画）における記載：

基本計画に定める基本目標に「魅力ある産業が持続・発展するやまがた」の施策の一つとして「新しいスタイルの産業拠点が整備され、新たな雇用が創出されている」が重要施策として、新たな産業集積エリアの整備に向けて、誘致活動を推進することとしている。

山形村農業振興地域整備計画における記載：

本村の土地利用については、近年、開発件数が増加傾向にあり、都市化の進展により農地の他用途への転用が進むものと見込まれる。しかし、豊かな農産物を生み出す優良農地は、未来に引き継ぐべき貴重な資源として保全確保の必要がある。そのため、平成27年度に策定した土地利用計画では、農用地のスプロール化や土地の用途混在を防ぎ、村土の均衡ある発展を目的として、農業振興地域との指定との整合を図りつつ、村が発展していくための計画的な土地利用を進めるとしている。

山形村土地利用計画における記載：

山形村の土地利用に関する計画として、平成8年に第1次山形村土地利用計画を策定し、現在第3次計画を運用している。この計画は、計画的な土地利用を誘導し、土地の用途の混在化や無秩序な開発を防ぐために、「住居系」、「公共系」、「業務系」の3区分を設定して、適切な開発が行われるよう住民との合意形成を図りながら適切な土地利用を行っている。村の今後の行政運営の方針の中で、雇用の確保・地域経済への波及効果を期待して新たな産業団地の整備を行うこととされている。

【重点促進区域4：地図上の位置D】

松本市神林字木曾道、字今井境、今井字和田道、字松本道、字ハツ口

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は約17haである。

本重点促進区域は、西南工場団地(工業専用地域)に隣接している。また、区域北を横断する県道環状高家線の4車線化が都市計画決定されており、塩尻北インターチェンジまで約5km、現在整備が進められている中部縦貫自動車道へ良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもある。なお、本重点促進区域は、水田を中心に約17ha全てが農用地域であり、かつ全域が市街化調整区域であるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

なお、本区域内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する中部山岳国立公園及び八ヶ岳中信高原国定公園並びに塩嶺王城県立公園、聖山高原県立公園、中央アルプス国定公園並びに環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地については、存在しない。

(関連計画における記載等)

松本都市計画区域マスタープランにおける記載：

既存工業団地周辺や主要地方道松本環状高家線沿線及び交通結節点周辺は、都市交通網の整備による利便性を活用し、周辺の農業的土地利用と調整を図りながら、新たな産業基盤の形成を図っている。

松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）における記載：

基本施策の目標として松本の地域特性を活かして、都市と田園環境、自然環境のバランスが保たれた計画的かつ弾力的な土地利用を目指すとしており、計画的な産業の集積と振興のため、既存工業団地周辺やIC周辺などにおける計画的な産業集積や、温泉やスポーツ施設、観光拠点などの地域資源を活かした産業振興に向けた土地利用を図ること、また、農地を含めた柔軟な土地利用のため、確保すべき優良な農地を保全しつつ、地域の課題解決に資する必要な範囲で、農地を含めた柔軟な土地利用を検討している。

松本市都市計画マスタープランにおける記載：

当該地区を産業・研究拠点に位置づけ、大規模な工場・物流施設、研究機関の集積を維持・誘導し、周辺環境と調和する産業空間形成を進めるとしている。

土地利用の方針としては、奈良井川以西の外環状線沿線を「複合産業地区」として位置付け、優良農地の保全を基本とした上で、今後の道路整備に伴う産業用地需要の変化を見据えながら、市の産業政策と合致する場合には、農業的土地利用との調整を図り産業施設の誘導を進めるとしている。

また、都市活力を創出する計画的な産業集積や産業振興に向けた方針として、一定の都市基盤が整っている既存の産業団地及びその周辺の活用を基本とし、受け皿の確保や支援策等の充実により、工場等の誘致を推進し都市活力の創出を図っている。

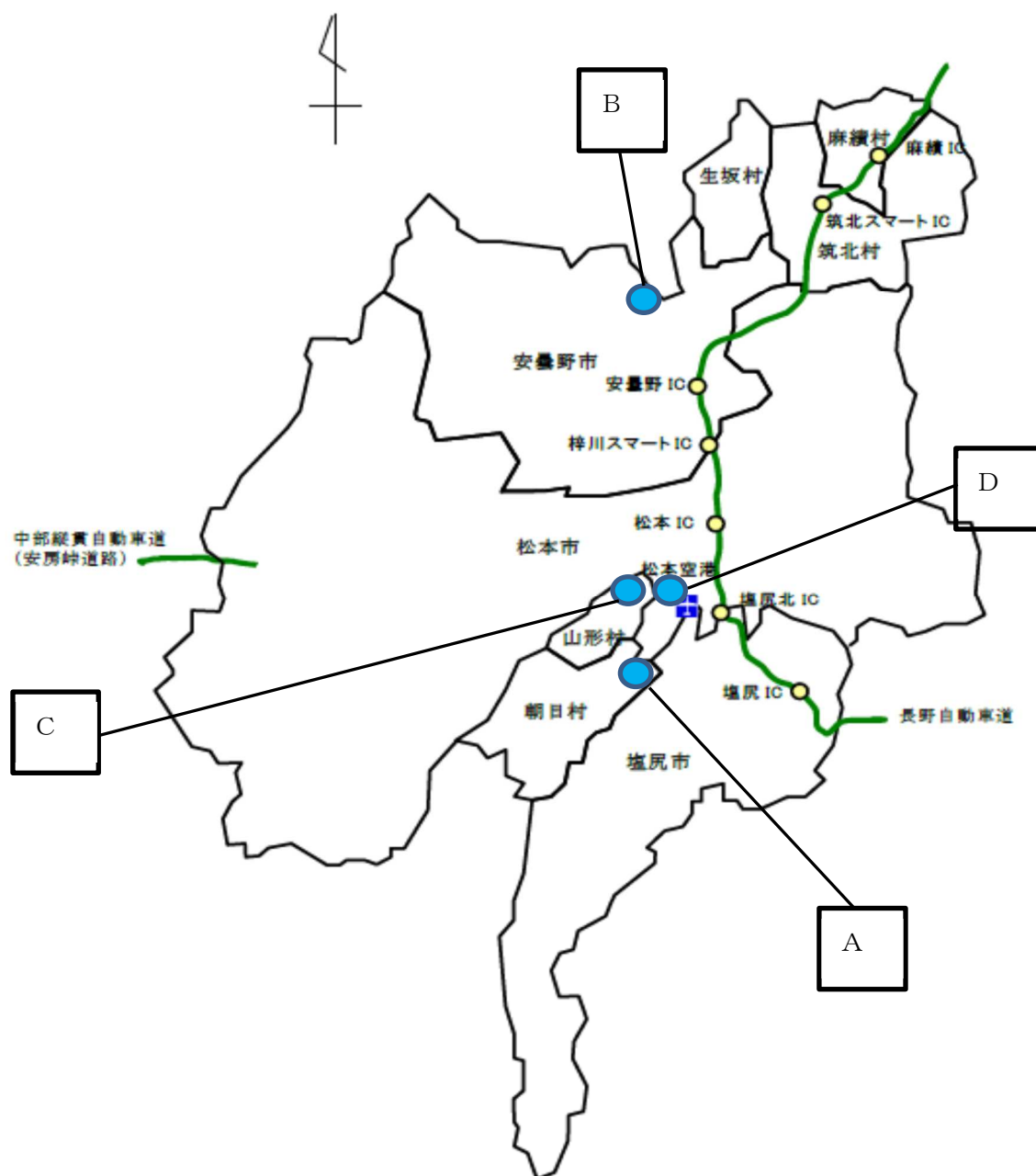
松本市工業ビジョンにおける記載：

工業団地の整備と企業立地の促進として、大規模な事業用地の需要に対しては、事業者自らによる開発事業を促進するため、法的手続き等を含めた必要な支援を行うとしており、事業者が独自に実施する大規模開発等に対する、地域未来投資促進法の活用等に関する支援を行うとしている。

松本市農業振興地域整備計画における記載：

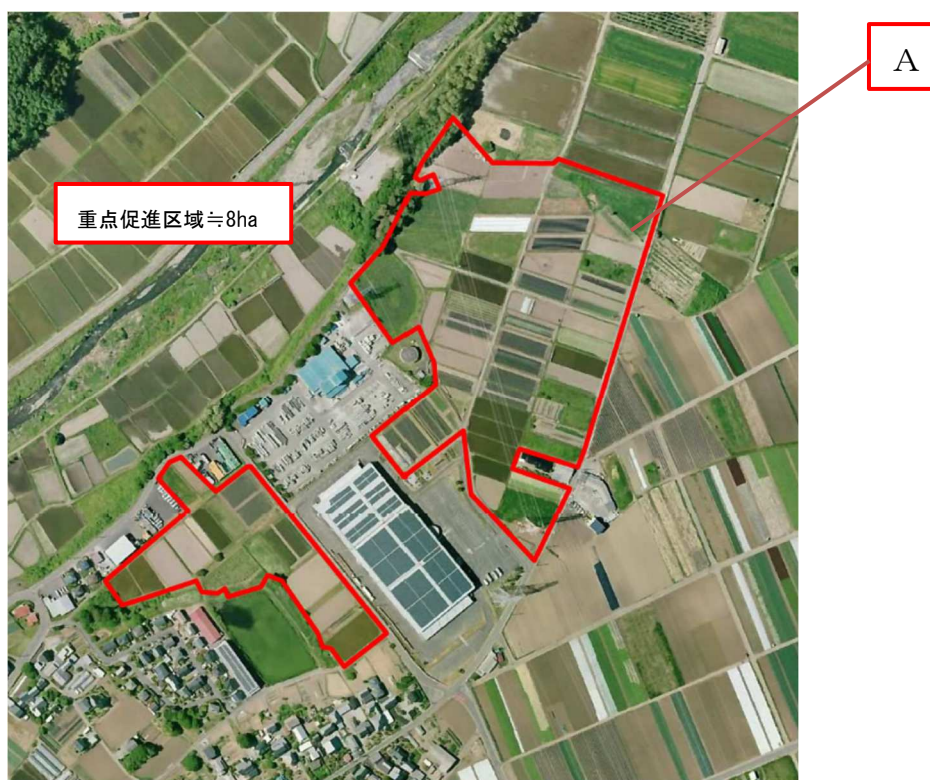
工業の振興に必要な用地については、産業構造や工業用地の需要の変化を的確に把握し、周辺環境や農業振興への配慮、第2次松本市国土利用計画など上位計画との整合を図りながら、計画的な確保に努めるとしている。特に優良農地の開発については、農業経営の安定及び地域農業への影響に配慮し、無秩序な転用を抑制して、他の土地利用との計画的な調整を図るとしている。

(地図) 【重点促進区域1：A】 【重点促進区域2：B】
 【重点促進区域3：C】 【重点促進区域4：D】

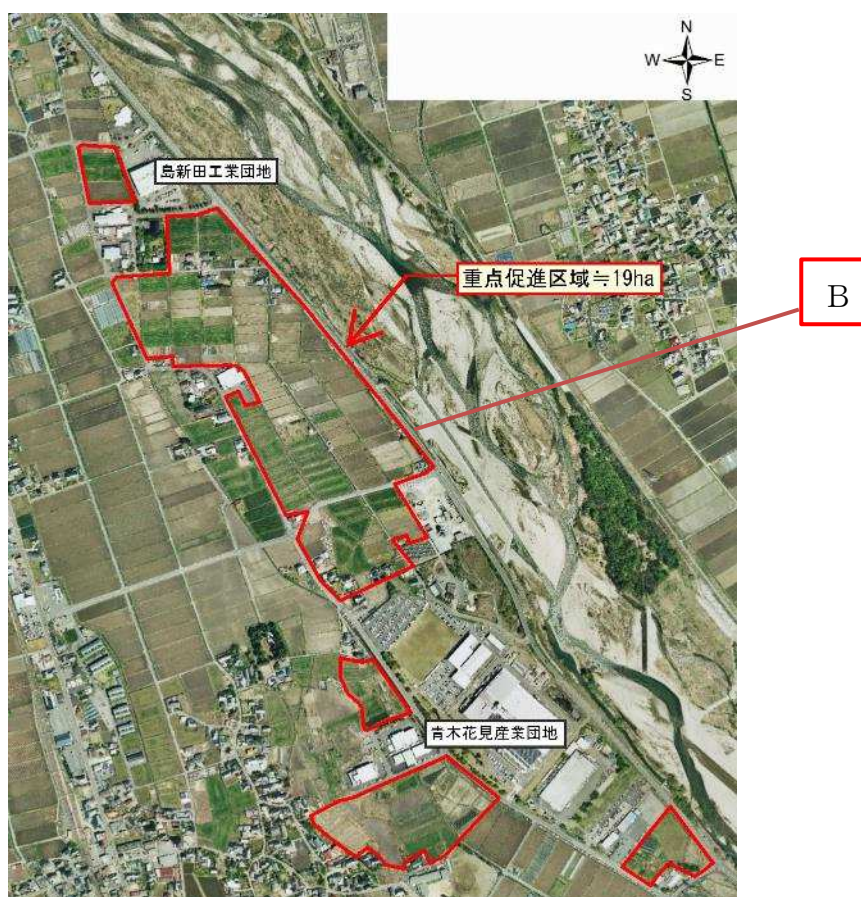


(詳細地図)

【重点促進区域 1 : A】



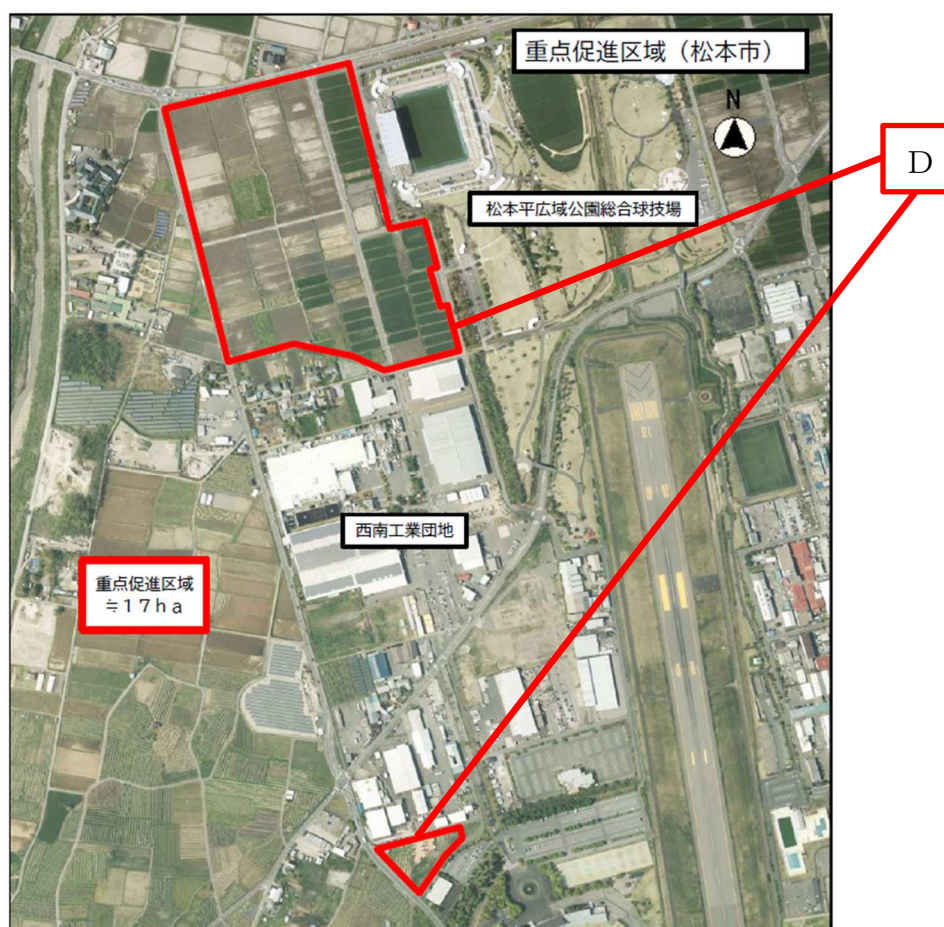
【重点促進区域 2 : B】



【重点促進区域 3 : C】



【重点促進区域 4 : D】



（２）区域設定の理由

【重点促進区域１】

本区域は、戦後植栽したカラマツが伐採期を迎え、豊富な森林資源を有する鉢盛山一体（約6千ha）の近隣に位置し、木材を搬出しやすいこと、及び近隣農地ではブドウ等の果樹栽培が増えていることから、今後これらに関する工場の誘致が見込まれる。また、道路が整備されていることにより、信州まつもと空港まで15分、長野自動車道塩尻インターチェンジ、塩尻北インターチェンジ、松本インターチェンジまで15分～30分で接続でき交通インフラが充実している。今回設定する区域が2つに分かれているが、もともと一団の農地の間に、西洗馬工業団地、西洗馬流通団地、原新田工業団地が整備されており、両区域と既工業団地を一体で考えることにより工業地が集約できる。以上により、重点的に地域経済牽引事業を促進することが適当であることから、重点促進区域に設定する。

なお、朝日村内で、既存の工業団地や遊休団地、現に宅地化された土地等の状況について把握したところ、いずれも遊休地等は存在しなかった。

【重点促進区域２】

本区域は、地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」の沿線に位置し、ＪＲ大糸線有明駅にも近接し、地域特性である交通インフラが賦存している。また、区域内には、「青木花見産業団地」及び「島新田工業団地」が既に整備され、生産用機械器具製造業や食料品製造業を中心に産業が集積している区域である。以上のことから、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、様々な条件の区域を用意し、企業ニーズに応じて柔軟に対応ができるよう、飛び地による区域設定となっている。

また、安曇野市内には、分譲している既存の工業団地や現に宅地化された土地において遊休地が存在していないため、やむを得ず、農用地区域を含めて設定することとする。

【重点促進区域３】

本区域内は、長野自動車道の塩尻北インターチェンジ、松本インターチェンジや信州まつもと空港へのアクセスも良く、松本市、塩尻市、安曇野市のほぼ中間地点に位置しており、交通インフラも充実している。また、松本臨空工業団地及び商工業（大型量販店・製造、物流等）の企業が集積している地域に隣接しており、周辺に住居はないため村民の住環境への影響は少ない地域となっている。なお、地域内の農地については、耕作者も高齢化しており遊休農地を出さないようにするために、将来的な土地の有効活用の面からも重点的に地域経済牽引事業を促進するため、本区域を重点促進区域として設定するものである。地域経済牽引事業の実施に必要な適地の確保が困難であり、宅地化された土地において遊休地が存在していないため、やむを得ず農用地を含めて重点促進区域を設定する。

【重点促進区域４】

本重点促進区域は、区域北を横断する県道環状高家線の4車線化が都市計画決定されており、塩尻北インターチェンジまで約5km、現在整備が進められている中部縦貫自動車道へ良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実している。また、食料品製造業や鉄鋼製造業を中心とした西南工場団地に近接していることから、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進

区域に設定することとする。

なお、松本市内の既存の工業団地には分譲中の用地がなく、現に宅地化された土地において遊休地も存在せず、地域経済牽引事業の実施に必要な適地の確保が困難であることから、やむを得ず農用地区域及び市街化調整区域も含めて重点促進区域を設定する。

また、農用地区域及び市街化調整区域を含めるため、地域経済牽引事業の実施に当たっては、本計画の「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」に従い、適切な土地利用調整を行う。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域
工場立地特例対象区域の設定は行わない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①豊富な森林資源や水資源等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野
- ②機械・金属・電機・電子・情報等の精密機器関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③機械器具関連産業及び電子部品・デバイス・電子回路製造業の集積を活用したデジタル分野
- ④国立大学法人信州大学（以下「信州大学」という。）などと民間企業との健康・医療関連の産学連携の知見を活用したヘルスケア分野
- ⑤米・そば・信州サーモンなどの特産物を活用した農林水産・地域商社分野
- ⑥上高地、安曇野穂高温泉郷、松本城、奈良井宿、安曇野わさび田湧水群などの観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- ⑦中部縦貫自動車道等の交通インフラを活用した建設及び関連サービス分野

(2) 選定の理由

- ①豊富な森林資源や水資源等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野

松本地域には、国有林、民有林を合わせて約 14 万 ha の森林面積を有し、全県の約 13% を占めており、森林資源が豊富に存在する。特に民有林分におけるカラマツ林やアカマツ林の面積割合は 55% を占めており、全県の 41% に比べ高いほか、伝統技能である漆器や家具製造、ギター等の木材製造業も集積しており、木材・家具製造業の事業所数は県の約 2 割を占めている。

また、最近では、当該地域の事業所では、カラマツ材など地域材を活用した住宅関連製品等への展開を進めている。

さらに、当該地域内の市村においても地域材活用促進のため、公共施設にカラマツ材等を活用するなど、地産地消の取組を行っている。

また、当該地域は、3,000m 級の山々に囲まれており、それらの自然特性を生かし、河川の豊富な水と落差を活用した小水力発電事業を展開する取組も始まっている。

松本市においては、地元企業である「さとやまエネルギー株式会社」が、豊富な水資源を活用した小水力発電事業を通して、中山間地を活性化する取組を進めている。特に、過疎化の著しい安曇地区・奈川地区で事業展開することにより、地域に雇用を創出するとともに、売電先との提携等により地域

産品を都市部に売り込む戦略を検討している。また、梓川土地改良区が幹線水路を活用した小水力発電事業を展開しており、所有施設の改修等維持管理にかかる費用に活用するなど、発電事業による持続可能な地域運営を目指している。

また、松本市では、木質バイオマス熱利用を推進するため、公共施設や民間施設に木質バイオマスボイラーの導入を促すとともに、地元企業が合同で燃料供給会社を設立した。また、市内に点在する温泉資源のエネルギー活用などが模索されている。

塩尻市においては、平成 24 年 9 月より「信州 F・POWER プロジェクト」を産学官金連携体制のもと立ち上げ、森林資源を無駄なく活用し、その利益を山側に還元することで林業再生や循環型地域社会の形成、地域の活性化を図る取組を推進している。

平成 26 年度には、内閣官房地域活性化統合事務局が公募した「地域活性化モデルケース」に対し、信州 F・POWER プロジェクトを核とした「森林資源の有効活用と循環型地域社会の形成による持続可能な田園都市づくり」として提案を行い、平成 26 年 5 月に採択を受けた。

当該提案では、本プロジェクトから生まれるさまざまな効果を、「市街地再生」「農業再生」「林業再生」「農山村再生」「教育再生」の 5 つの再生に波及させることで、「雇用・木製品・エネルギー・収益」と「塩尻市民の森林への関心」を地域の中で有機的に循環させる仕組みを作り上げるとともに、都市部と農山村部とが融合し「森の文化」を醸成させていくことにより、住民生活における付加価値や魅力を高めた「選ばれる地域」の構築を目指すものとなっている。

安曇野市においては、有明土地改良区が幹線水路を活用した小水力発電事業を展開しており、所有施設の改修等維持管理にかかる費用に活用するなど、発電事業による持続可能な地域運営を目指している。また、安曇野市里山再生計画を策定し、計画実行組織として安曇野市里山再生計画推進協議会を設置し、里山まきの環プロジェクトや里山木材活用プロジェクトにより、里山資源の利用に取り組んでいる。

生坂村においては、令和 5 年度に環境省の脱炭素先行地域事業の採択を受け、太陽光や水力、木質バイオマスを活用した脱炭素事業を村全域で推進していくこととしている。令和 5 年 7 月には、村内に新たな地域エネルギー会社「株式会社いくさかてらす」が設立され、村内の民家、事業所、公共施設を対象とした PPA 事業や、脱炭素事業に関するエネルギー業務全般の取り組みを進めている。

以上のことから、県及び当該地域の市村では、豊富な森林資源や水資源等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野を促進する。

②機械・金属・電機・電子・情報等の精密機器関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

塩尻市を中心とした南部地域は精密機械工業が集積する諏訪地方に隣接しており、部品供給基地として最先端の技術、人材、拠点施設等が集積しているほか、松本市、安曇野市を中心とした北部中部地域は、平坦かつ広大な用地を中心に、生産用機械・輸送用機械・情報通信機械・電機・電子部品・金属・プラスチック成形等の加工組立型業種や基礎素材型業種が約 480 社集積している。

当該地域には 23 個の産業団地（木工団地、大久保工場公園団地、西南工場団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地、倭工業団地、赤松工業団地、新松本工業団地、角前産業団地、塩尻インター林間工業団地、塩尻アルプス工業団地、堅石原工業団地、今泉南テクノヒルズ産業団地、三田工業団地、明科工場団地、黒沢工業団地、烏川工業団地、島新田工業団地、青木花見産業団地、あづみ野産業団地、下本郷農村地域工業団地、古見原工業団地、原新田工業団地）を整備し、300 社以上の機械・金属・電

機・電子・情報等の精密関連企業等及び流通業が集積しており、多くの企業が立地していることから、令和３年経済センサス活動調査では、雇用者数の約２割、売上高の約３.４割、付加価値額の約２.８割が製造業を占め、また、当該地域の製造品出荷額等は、全県の約２７％を占めているなど、製造業を中心とした経済構造をなしている。

そのような地域特性を生かし、当該地域としても拠点施設として、平成２１年に工業関係者に対し、ワンストップサービスが提供できる組織として、まつもと工業支援センターを開設し（平成３０年に一般財団法人松本ものづくり産業支援センターへ移行）、地域製造業のポテンシャルと今後の展開方向を踏まえつつ、かつ社会経済の長期的な予測や変化の方向を捉え、適時適切な支援を実施している。

具体的には、「機械金属系」の企業活動を支援するコーディネーターを配置し、当該地域内外の企業とのマッチング支援や産学官連携支援等に取り組んでいる。以上のことから、県及び当該地域の市村では、機械・金属・電機・電子・情報等の精密機器関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野を促進する。

③機械器具関連産業及び電子部品・デバイス・電子回路製造業の集積を活用したデジタル分野

当該地域は、令和３年経済センサス活動調査では、機械器具関連の製造業の製造品出荷額が約４,７５０億円で、全製造業の出荷額約９,５００億円の２分の１を占めており、関連する２２８の事業所が集積している。また、電子部品・デバイス・電子回路製造業の製造品出荷額は、地域内に３５社が集積し、約８４６億円を出荷している。また、それら製造業を側面的に支える組み込み系ソフト企業も集積しており、情報通信事業関係では２２６事業所で、全県の約２４％を占めている。

すでに産業用の搬送用ロボットを生産している企業や、温度センサ等の生産を行っている企業もあり、これらの企業と情報通信関連企業との連携により、ビックデータの収集や人工知能を使った解析など、デジタル化に向けた新たな事業の展開が期待できる。

そのような地域特性を生かし、当該地域としても拠点施設として、平成２年にＩＴ産業の振興やものづくりのＩＴ化支援を目的とした財団法人松本ソフト開発センター（平成３０年に一般財団法人松本ものづくり産業支援センターへ移行）を整備したほか、平成１８年にＩＣＴ関連産業の創業及び集積を目的とした起業支援施設である「塩尻インキュベーションプラザ（通称：ＳＩＰ）」を整備した。

具体的には、企業活動を支援するコーディネーターを配置し、当該地域内外の企業とのマッチングや産学官連携支援を行う他、各種セミナーの開催や異業種連携研究会の発足など、新たなイノベーションの創出を図ることで企業の活性化を目指す取組を行っているなど、製造業を中心とした企業の事業拡大等を促進する環境が整っている。

さらに、既存企業の収益性、生産性の向上を目指すための人材育成、新たなアイデア・ビジネスの発現や、新しい働き方の拠点となる施設整備、また、都市部企業のサテライトオフィス誘致など、ＩＣＴ、ＩｏＴを活用した地域産業の振興を目指す。

以上のことから、県及び当該地域の市村では、機械器具関連産業及び電子部品・デバイス・電子回路製造業の集積を活用したデジタル分野を促進する。

④信州大学などと民間企業との健康・医療関連の産学連携の知見を活用したヘルスケア分野

当該地域には、信州大学松本キャンパス内に大学等が得意とする素材研究や、産業界が得意とする超精密技術といった研究シーズ及び技術シーズを、メディカル領域へ展開して、地域のメディカル産

業を飛躍的に発展させるため、産学官の各機関が堅固に連携して研究開発、実用化及び人材養成等に利活用することを目的として「信州メディカルシーズ育成拠点」、「信州メディカル産業振興会」、「信州地域技術メディカル展開センター」が開設され、企業の次世代産業（特に健康医療分野）創出に向けた支援体制が整備されているほか、松本市では、「松本ヘルスバレー」の構築をめざし、健康・医療産業を核とした産業振興に取り組んでいる。

また、平成 27 年度に、松本市が国（経済産業省健康寿命延伸産業創出推進事業（地域ヘルスケアビジネス創出支援））に提案した市民の健康増進とヘルスケア分野の産業創出支援を行う「市民との共創による松本ヘルス・ラボ構築事業」が、県規模の「健康長寿世界一！ヘルスケア産業創造事業」とともに採択された。なお、松本市の「松本ヘルス・ラボ」は、その信頼性向上と経営の自立化向上に向け、平成 28 年 12 月に一般財団法人化している。

また、世界健康首都会議が毎年、当該地域で開催されるなど、住民の健康増進や健康経営の啓発、企業の健康医療関連産業への取組マインドが醸成されつつある。

なお、最近では、当該地域内の精密部品加工業者とともに信州メディカルシーズ育成拠点や信州メディカル産業振興会などが連携して、その有する技術を活用し、内視鏡手術用鉗子や人工関節、薬剤服用補助容器等のメディカル・介護製品分野に参入している。

以上のことから、県及び当該地域の市村では、健康医療機器開発や健康関連産業の創出など、信州大学などと民間企業との健康・医療関連の産学連携の知見を活用したヘルスケア分野を促進する。

⑤米・そば・信州サーモンなどの特産物を活用した農林水産・地域商社分野

当該地域には、米、そば、りんご、ぶどう、スイカ、ワサビ、長芋、ネギ、高原野菜、トマト、牛乳、ニジマス、信州サーモン、天蚕等の農林水産物や清涼な水等、豊富な特産物があることから、それらの特産物を活用した食品・飲料製造事業所も多数立地しており、令和 3 年経済センサスー活動調査（製造業）によると、食品・飲料に属する事業所の数は 18.7%（全県では 15.0%）、従業者数は全体の 14.7%（全県では 12.5%）を占めている。なお、令和 4 年産農林水産関係市町村別統計によると、当該地域における米の収穫量は 42,246 t、そばの収穫量は 866 t である。

近年では、安曇野市や松本市では、清涼な地下水や地域産のホップや大麦を活用した地ビールの開発を当該地域の企業と取り組んでいるほか、松本市では、地域が連携して取り組む「奈川在来そば」の生産・消費拡大、大学と連携した信州伝統野菜等の安定栽培や商品開発、塩尻市では、ワイン醸造の創業促進を目的としたワイン大学の開校、安曇野市では、ワイン用ぶどうの栽培面積が増加しており、区域内におけるワイナリー設置が進み特産酒類の製造や提供により、新たな産業振興が図られている。さらに、山形村などでは冷涼かつ降水量の少ない気候を生かして栽培したそばと地域産の長芋を使った「やまっちそば」を地域特産品として売り出している。

また、他の当該地域内村においても高原野菜やはざかけ米、ぶどう等の品質向上・販売に注力している。

さらに、松本市の今井・安曇地区や安曇野市の堀金地区などでは、道の駅に直売所を設置し、賑わい創出と地域特産品の販売促進に取り組んでいる。

県では、平成 20 年に当該地域内の県工業技術総合センター環境・情報技術部門内で地域資源製品開発支援センター事業を開始し、特産物の活用による製品開発支援を実施しており、特産物を活用した商品開発が盛んである。

以上のことから、県及び当該地域の市村では、米・そば・信州サーモンなどの特産物を活用した農林水産・地域商社分野を促進する。

⑥上高地、安曇野穂高温泉郷、松本城、奈良井宿、安曇野わさび田湧水群などの観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

当該地域は、中部山岳国立公園南部の上高地・穂高連峰・常念山脈をはじめ、美ヶ原高原などのハケ岳中信高原国定公園、塩嶺王城及び聖山高原の県立自然公園等を有し、温泉では安曇野穂高温泉郷、美ヶ原温泉、浅間温泉、白骨温泉、乗鞍高原温泉等がある。また、国宝松本城、奈良井宿、全国名水百選に選ばれた安曇野わさび田湧水群等著名な観光地を数多く有しており、令和4年県観光地利用者統計調査によると当該地域内主要観光地の延べ利用者数は、約880万人で、観光消費額は約290億円であり、全県に占める割合が、延べ利用者数で11.7%、観光消費額で10.3%となっている。近年は、このような観光地を巡る外国人観光客も急増しており、当該地域における令和元年の外国人延宿泊者数は、約22万3千人で県内宿泊者数の約2割近くを占めている。特に松本市では、インバウンド事業に積極的に取り組んでおり、約18万8千人で過去最高を更新し、県内の市町村の中でも常に上位である。

また、世界中から優れた音楽家たちが結集して開催される「セイジ・オザワ松本フェスティバル」に代表される、文化的イベントや多くの美術館をラインで結ぶ安曇野アートライン、草間彌生の作品が収蔵・展示される松本市美術館など芸術文化の香り高いエリアである。

そして、国指定特別天然記念物である白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石や、国指定天然記念物である中房温泉の膠状珪酸および珪華、松本城天守および旧開智学校校舎という国宝があるほか、光輪寺薬師堂などの県宝や乳房イチョウなどの県指定天然記念物も多く有し、当該地域の魅力を伝える、里山文化、田園文化ゾーンから構成される国営アルプス安曇野公園を有している。

さらに、ウォークラリーやロードレース、サイクリングイベント、安曇野ハーフマラソン（定員：約5千人）、松本フルマラソン（定員：約1万人）も開催されるなど風光明媚な自然を眺めながらのアウトドアスポーツイベントの他、信州・松本そば祭り（H30：3日間で約15万9千人来場）、信州安曇野食の感謝祭、木曽漆器祭・奈良井宿場祭などの祭り、そば打ち体験や農業体験等のイベントも盛んであり、活用できる観光資源等の素材が豊富に存在している。

そして、県内唯一の空の玄関口である信州まつもと空港を有するという地域特性を生かし、世界水準の山岳高原リゾートに向けた観光地域づくりと外国人旅行者の一層の増加を図るためにメディアやSNSなどを利用した情報発信や国内外への誘客活動の促進が必要となる。

以上のことから、県及び当該地域の市村では、上高地、安曇野穂高温泉郷、松本城、奈良井宿、安曇野わさび田湧水群などの観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野を促進する。

⑦中部縦貫自動車道等の交通インフラを活用した建設及び関連サービス分野

当該地域は、西側を北アルプス、東側を美ヶ原高原、北を聖山高原に囲まれるなど、急峻な山間部を抱えおり、村部においては、治水事業や落石防止工事等の公共事業が地域経済の柱の1つとなっている。

また、平地においても、幹線道路の改良工事等の公共事業や製造業を中心とした事業所の建設投資等の民間需要が活発であるなど、令和3年経済センサスー活動調査では、当該地域の建設業の事業所数は、1,797所と集積しており、全県の約17%を占めている。また、付加価値額においても699億円

と全県の約 20%を占めており、主力産業の一つである。

さらに、国道 19 号の防災危険箇所の回避等を図る山清路地区の防災工事、国道 158 号の線形不良及び狭小幅員等の解消等を図る奈川渡地区のバイパス工事、松本市内環状を形成する道路築造工事等が進められるほか、松本地域と新潟県糸魚川市を結ぶ松本糸魚川連絡道路の事業推進も図られ、新たな広域交流圏や快適な都市空間が構築されることにより、地域経済活性化に大きく寄与するものと期待される。

特に、中部縦貫自動車道の整備については、当該地域から岐阜県高山市を経由した福井市までの所要時間が、現在の約 4 時間 30 分から約 3 時間へと 1 時間 30 分程の短縮がされることから、地域間交流や観光交流が盛んとなり、地域経済活性化に大きく寄与するものと期待される。

また、当該地域は、県内の中央部に位置し、首都圏、中京圏及び県内各地域とのアクセスも良いことに加え、中部縦貫自動車道の整備による岐阜県や北陸地域との交通の便の向上は、移住・定住・2 地域居住が進むとともに、ICT 関連のソフト技術者やテレワーク関連事業者等が活動拠点を当該地域に置く可能性が高く、また、それら技術者等が集うコワーキングスペースの設置が期待される。また、こうした方々に事業所や生活環境を提供する建設業に加えて、現在、約 1,500 事業所が集積する不動産・賃貸業などの建設関連サービスや小売・卸売業の需要増加も見込まれる。

加えて、ものづくりの基盤を支える交通インフラとして、長野自動車道が当該地域の中央を南北に通っており、松本インターチェンジ、塩尻北インターチェンジ、塩尻インターチェンジ、安曇野インターチェンジ、麻績インターチェンジなどを有し、その交通利便性から物流関係の事業所（435 事業所、全県の 23.4%）も集積している。

最近では、公共事業の増加や民間工事の活発化による建設業の需要拡大から設備投資が拡大しているほか、それに付随しての関連サービス分野として、建設重機の小売業の進出等が行われている。

以上のことから、県及び当該地域の市村では、中部縦貫自動車道等の交通インフラを活用した建設及び関連サービス分野を促進する。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（１）総論

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載した地域の特性を生かして、各分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズを的確に把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や当該地域にしかない強みを創出する。

（２）制度の整備に関する事項

①各種支援措置

活発な設備投資が実施されるよう、固定資産税、不動産取得税の減税措置の実施や経営、技術課題への対応施策を検討する。

②地方創生関係施策

令和6年度以降もデジタル田園都市国家構想交付金等の活用を視野に、地域間連携を考慮しながら、豊富な森林資源や水資源等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野、機械・金属・電機・電子・情報等の精密機器関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野、機械器具関連産業及び電子部品・デバイス・電子回路製造業の集積を活用したデジタル分野、信州大学などと民間企業との健康・医療関連の産学連携の知見を活用したヘルスケア分野、米・そば・信州サーモンなどの特産物を活用した農林水産・地域商社分野、上高地、安曇野穂高温泉郷、松本城、奈良井宿、安曇野わさび田湧水群などの観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、中部縦貫自動車道等の交通インフラを活用した建設及び関連サービス分野において、設備投資支援等による事業環境の整備や、販路開拓等の支援機能の強化を行っていく。

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①産業用地情報の逐次開示

地域の産業用地情報等については、当該地域の市村をワンストップ窓口として、地域の不動産関連業者から空き用地、空き工場情報等を収集する仕組みを構築している。それらの方法により収集した情報等について、当該地域の市村のホームページ等で公表するなど、情報を必要としている者が適切かつ容易に取得できるよう、環境を整備している。

②技術情報の情報提供

地域企業の技術力向上のために、開示できる技術情報に関しては、一般財団法人松本ものづくり産業支援センター、一般財団法人塩尻市振興公社及び安曇野市を中心に、地域企業のニーズに沿って積極的にホームページやセミナー等にて情報発信していく。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

長野県松本地域振興局内、松本市産業振興部商工課内、塩尻市産業振興事業部産業政策課内、安曇野市商工観光スポーツ部商工労政課内、麻績村振興課内、生坂村振興課内、山形村産業振興課内、朝日村産業振興課内、筑北村観光課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置している。また、事業環境整備の提案を受けた場合、長野県庁、松本市役所内、塩尻市役所内、安曇野市役所内、麻績村役場内、生坂村役場内、山形村役場内、朝日村役場内、筑北村役場内で連携して対応する。

（５）その他の事業環境整備に関する事項

①インフラの整備

産業団地等にアクセスする国県市道の整備促進を図る。その際、他県と連携してさらなる産業振興の活性化を図るため、広域的地域活性化基盤整備計画と連携しながら整備を行う。

②スタートアップへの支援（事業者の成長促進等）

県、金融機関や商工団体等、先輩起業家との連携による創業支援拠点「信州スタートアップステーション（SSS）」において、創業・新規事業創出、事業承継での課題解決を目指し、個別相談・スタートアップセッション（セミナーなど）・スタートアップサタデー（ビジネスプラン作成等伴走支援）・アクセラレーションプログラム（経営課題への短期集中伴走支援）により支援する。

日本一創業しやすい県の実現に向けて、「信州スタートアップステーション（SSS）」におけるス

タートアップ・エコシステムの機能を強化し、県内スタートアップへの投資の促進や社内ベンチャーによる起業等を支援する。

③地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援

世界で稼げる・世界で通用する産業の創出・振興を図るため、「長野県産業振興プラン（2023 年 3 月）」を策定し、健康・医療・環境・エネルギー、次世代交通、食品、IT の産業分野を支援している。また、DX、GX を稼ぐ力の向上に向けた原動力と捉え、企業がこれから柔軟に対応できるよう支援する。

④人材確保に向けた支援（人材育成・確保支援）

本県の基幹産業である「ものづくり分野」やニーズの高い「情報分野」を中心とした人材確保・育成に向けて、「長野県産業人材育成プラン 2.0（2021 年）」を策定し、デジタル人材育成の強化、リカレント教育の充実、若者が技能者を目指す社会づくりといった社会経済環境の変化に適應できる産業人材の育成を進める。

⑤産業用地の確保に向けた支援（道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携及び産業用地の確保支援）

ア 地域の産業用地情報についてインターネットで公表するなど、必要な人が必要な時に容易に閲覧できる環境が整っている。（再掲）

イ 県、市町村が連携して、地域未来投資促進法の土地利用調整制度を活用した、事業者ニーズを踏まえた産業用地の確保を図る。

⑥賃上げ促進（賃上げ促進支援）

国・地方公共団体・経済団体等で価格転嫁の円滑化や賃上げ促進に関する協定締結又は共同宣言の実施。

⑦GXの促進支援

ア 2050 年度までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「長野県ゼロカーボン戦略（2021 年 6 月）」を策定し、事業者が排出する温室効果ガス（カーボン）の排出量削減、再生可能エネルギーの普及拡大を支援する。

イ 県又は市町村では、事業者等が環境への取組として、生産性の向上、品質制度の向上のための各種技術改善及び現場改善を行う事業に対し、助成支援や温室効果ガスの排出量のみえる化などの技術的支援をする。

⑧DX支援（デジタルトランスフォーメーションの促進支援）

ア IT 技術を活用する高付加価値型企業の集積形成を目指す「信州 IT バレー構想（2019 年 9 月）」に策定し、民間企業・大学等との連携により、全産業のDX推進や高度 IT 人材の確保などの取組を行うプロジェクト共創ネットワークをサポートするとともに、IT 事業者とユーザー企業とのビジネスマッチングを支援する。

イ 「信州 IT バレー構想」を推進する信州 IT バレー推進協議会の取組が「地域 DX 推進ラボ」（経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）2023 年 4 月）に選定され、地域社会全体によるDXへの取組をさらに加速するため、県内 IT ベンダーとユーザー企業とのビジネスマッチング支援活動や関係自治体との連携、補助事業申請への伴走支援等に取り組んでいく。

(6) 実施スケジュール			
取組事項	令和6年度（初年度）	令和7年度 ～令和9年度	令和10年度 （最終年度）
【制度の整備】			
①各種支援措置	検討・運用	検討・運用	運用
②デジタル田園都市国家構 想交付金等の活用	交付金の活用	交付金の活用	交付金の活用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
① 産業用地情報の逐次開示	運用	運用	運用
② 技術情報の情報提供	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口の設置	運用	運用	運用
【その他】			
① インフラの整備	事業調整、調査等	事業調整、調査、産業用 地一部分譲	事業調整、産業団 地一部分譲
② スタートアップへの支援	運用	運用	運用
③地域における重要産業の サプライチェーンの構築・強 靱化の支援	検討・運用	運用	運用
④人材確保に向けた支援	運用	運用	運用
⑤産業用地の確保に向けた 支援	検討・運用	運用	運用
⑥賃上げ促進	運用	運用	運用
⑦G X の促進支援	検討・運用	運用	運用
⑧D X 支援	検討・運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、一般財団法人松本ものづくり産業支援センター、一般財団法人松本ヘルス・ラボ、松本商工会議所、一般財団法人塩尻市振興公社、塩尻商工会議所、長野県商工会連合会中信支所、安曇野市商工会、信州大学、松本大学、信州メディカル産業振興会、松本歯科大学、株式会社日本政策金融公庫、また長野県が設置する公益財団法人長野県産業振興機構、長野県工業技術総合センターなど、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に生かし、連携して支援の効果を最大限発揮する。また、松本地域内の市村及び長野県では、これらの支援機関の多数を含んだ連携支援計画の作成、関係支援機関の理解醸成に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①一般財団法人塩尻市振興公社

塩尻市における都市環境の整備改善、都市機能の向上及び地域産業の振興に関する諸事業を、行政・民間と協働によって行うことにより、市街地及び地域産業の活性化に努め、塩尻市の発展と市民生活の向上に寄与することを目的として設立されている。

具体的には、企業による新事業への展開支援として、企業支援コーディネーターを塩尻インキュベーションプラザ（S I P）に配置し、異業種交流の場の提供や、新たな研究開発組織（コミュニティ）づくりを推進している。

②一般財団法人松本ものづくり産業支援センター

ものづくり支援担当部署及び ICT 支援担当部署を設置し、ものづくり事業者に対してコーディネーター活動を中心とした各種支援施策の実施のほか、IoT など新技術の導入・活用促進に向けた支援の拡充を図ることで、中小企業における生産性向上を推進している。

③一般財団法人松本ヘルス・ラボ

健康増進とヘルスケア関連企業の製品・サービス開発を一体的に支援する機関。会員向けサービスとしては、健康づくりに必要な運動、食事等に関するプログラムを提供している。企業向けサービスとしては、ワークショップやテストフィールドがあり、製品・サービスに係るアイデアの創出や会員参加による実証事業やモニタリングの実施を通じ、事業者の取組を支援している。

④松本商工会議所

商工会議所法に基づいて設立された特別認可法人であり、その地区内における商工業の総合的な改善発展を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的として、幅広い活動を行っている。

具体的には、松本地域企業の販路開拓支援のための商談会の開催や、中小企業経営者セミナー等の開催のほか、ものづくりの魅力発信のため、「まつもと広域ものづくりフェア」の開催等、地元小学生等に対して「ものづくり」への興味を促す事業を行っている。

⑤塩尻商工会議所

商工会議所法に基づいて設立された特別認可法人であり、その地区内における商工業の総合的な改善発展を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的として、幅広い活動を行っている。

具体的には、各種商品展示会への出展支援や、中小企業経営者向け各種セミナー等の開催等、直接的に経営者に対する支援を行う独自事業のほか、幼少期から木や森林と触れ合い親しみを感じることで、豊かな心を育てることを目的とした「木育」を推進するため、平成 23 年より「木育フェスティバル」イベントの事務局を務めるなど、木育に関わる各種事業を展開している。

⑥長野県商工会連合会中信支所

商工会は、商工会法に基づく特別認可法人であり、事業経営者を中心とした会員組織で運営されており、非営利性・公益性・不偏性を原則とし、地域経済の発展と社会福祉の増進を図っている。

国・県・市村の補助により中小企業者とくに小規模事業者のための経営全般にわたる無料相談指導機関であり、長野県商工会連合会中信支所は、当該地域の他、木曽地域振興局と北アルプス地域振興局管内の商工会の活動についての総合調整や広域的な課題解決のための事業に取り組んでいる。

⑦安曇野市商工会

商工会法に基づき設立された特別認可法人であり、地域の商工業の総合的な改善発展を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的にして幅広い活動を行っている。

具体的には、小規模事業者の経営計画策定や各種補助金の獲得、商談会への出展支援といった個社支援（伴走型支援）や地元食材を活用した新メニュー（あづみの夏野菜カレー、安曇野林檎ナポリタン、安曇野やさいスイーツ）の開発による“安曇野ブランド”の発信強化に努めている。また、小規模建設需要を確保するための「建設業コミュニティ事業」の運営や「信州安曇野ハーフマラソン」といった地域イベントに参画することで、地域経済の活性化に取り組んでいる。

⑧公益財団法人長野県産業振興機構

技術革新による地域産業の高度化と産業創出を促進するとともに県内企業の経営革新及び経営基盤の強化等を支援し県内産業の発展と地域経済の活性化に寄与することを目的に令和4年4月に長野県テクノ財団と長野県中小企業振興センターが合併し設立。

県内企業の技術革新と新たな産業創出へとつなげるためのネットワークの構築、産業の高度化を支援するため研究開発事業の企画や支援のサポート等を実施している。また、産学官連携による技術革新と人材育成及び経営支援・経営革新・創業支援、人材育成、受発注情報の提供、各種展示会への出展支援等により、中小企業等が抱える課題解決のための各種事業をワンストップで行っている。

⑨長野県工業技術総合センター

材料、精密加工、電子、環境、情報システム、食品加工等の技術分野の技術相談、依頼試験、施設利用、共同・受託研究、情報提供を通して、県内のものづくり中小企業が抱える技術課題の解決、技術開発の支援などを行っている。

なお、当該地域には環境・情報技術部門が設置され、中小企業の技術の高度化を図るため、AI-IoT技術、環境関連技術等に関する技術支援を行っている他、平成20年度から、当部門に地域資源製品開発支援センター事業が加わり、地域資源を活用した商品開発に取り組む事業者に対し、商品企画の段階からの支援に取り組んでいる。

⑩信州大学

信州大学は松本キャンパス内に医学部を有しており、医療ニーズと産業界の技術力とを連携する医工連携に取り組んでいる。

平成22年には、大学等の研究シーズ等の地域メディカル産業への展開を目的とした「信州メディカルシーズ育成拠点」を設け、分析機器等の設備整備が図られたほか、平成25年には、大学と共同でメディカル関連の研究開発を行うため、「信州地域技術メディカル展開センター」を開設している。

また、県内企業の医療関連産業分野への進出を促進するため、「信州メディカル産業振興会」を設立し、規制法等の勉強会や展示会の共同出展事業を実施しているなど、地域産業の新分野進出を支援している。

⑪松本大学

管理栄養士養成施設を有する人間健康学部健康栄養学科や次世代の観光産業人材の養成を目的とした総合経営学部観光ホスピタリティ学科などがあり、当該地域と有機的に結びついた取組を行っている。特に人間健康学部健康栄養学科では、当該地域企業との共同で健康弁当の開発に取り組むなど、健康をキーワードとした産学官連携による産業創出の一翼を担っている。

⑫信州メディカル産業振興会

「信州メディカルシーズ育成拠点」との密接な連携によって医療現場からの開発ニーズの発掘、共同研究のマッチング、各種勉強会・講演会の開催、会員間での情報交換と相互連携等を推進し、長野県地域のメディカル産業の振興に広く貢献している。

⑬松本歯科大学

塩尻市に所在する県内唯一の歯科医師養成大学である。社会貢献・地域連携推進センターを開設し、地域社会との連携活動を推進するなかで、地域企業と医療機器の共同開発にも注力している。

⑭株式会社日本政策金融公庫

日本政策金融公庫は、創業や新事業展開、事業承継と言った中小企業者に関する経営全般に関する相談及び融資による支援を行う。

※その他支援機関についても、今後随時調整していく。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

また、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生息域等が当促進区域内に存在することから、域経済牽引事業を実施する場合には、これら多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮していく。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の3Rの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、本基本計画は公園計画との整合を図り、地方環境事務所及び長野県環境部との調整を行ったうえで策定したものである。また、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、これら多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には予め地方環境事務所と調整し、長野県環境部と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。国立・国定公園において当該事業計画を承認する際には、信越自然環

境事務所及び長野県自然環境部局と調整を図る。特に国立公園にかかる事業の実施等に際しては、信越自然環境事務所と十分調整を図る。

（２）安全な住民生活の保全

地域の安全と平穩の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また住民生活とともに企業の事業活動の安定のため、治水対策、地滑り、治山対策、砂防等水害、土砂災害の予防対策、住民の防災意識の啓発など災害に強い地域づくりを推進するとともに、犯罪及び事故防止のため、住民の理解を得ながら以下のような取組についても推進する。

- ・企業の事業所付近、特に車両出入口、交差点等にミラーの設置、警備員の配置等求めていく。
- ・交通事故防止等のため、ガードレール設置、街路灯の設置、歩道の確保など、交通安全対策を進めていく。
- ・冬期間、山間部の道路凍結による事故を防ぐため、除雪、凍結防止に努める。
- ・地域の安全活動を推進するため、警察、自治体、防犯協会等関係機関と連携し、地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に参加するほか、活動に必要な物品、場所等を提供するなどの支援・協力に努める。
- ・犯罪又は事故発生時における警察への連絡体制を整備する。
- ・防犯意識向上の啓発及び防犯カメラや防犯性の高い施錠等防犯設備の充実を求めていく。
- ・犯罪が起きにくい防犯性の高い道路、公園等の整備普及を図る。

（３）その他

P D C A 体制の整備等

平成 30 年度から松本地域経済牽引事業促進協議会（以下「協議会」という。）を組織し、年 1 回、協議会を開催して、本基本計画の進捗状況の把握、効果の検証、変更の検討を行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

（１）総論

（農地及び市街化調整区域の範囲）

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農地や市街化調整区域が存在するため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【重点促進区域 1】

朝日村大字西洗馬字原新田（農地）

※別紙 1 参照

【重点促進区域 2】

安曇野市穂高北穂高（農地）

※別紙 2 参照

【重点促進区域 3】

山形村字南野尻（農地）

山形村字北野尻（農地）

※別紙 3 参照

【重点促進区域 4】

松本市神林（農地及び市街化調整区域）

松本市今井（農地及び市街化調整区域）

※別紙 4 参照

（地区内における公共施設整備の状況）

【重点促進区域 1】

本区域内においては、既存の耕作道路以外、上下水道以外の公共施設は存在せず、今後も新たに大規模な公共施設整備を行う予定はない。

【重点促進区域 2】

本区域内においては、既存の道路（県道、市道）や上下水道、電力供給施設が整備されている。そのため、今後新たに大規模な公共施設整備を行う必要はない。（松本糸魚川連絡道路整備事業を除く）

【重点促進区域 3】

本区域内においては、既存の耕作道路、農業水路以外の公共施設は存在しない。地域経済牽引事業に伴う道路、上下水道のインフラ整備を行うが、今後も新たに大規模な公共施設整備を行う予定はない。

【重点促進区域 4】

本重点促進区域の至近には、道路、水路、上下水道等のインフラがすでに整備されており、区域内で地域経済牽引事業の実施に当たり必要となるインフラ整備を事業者が行うほか、これらを有効に活用するために計画されている公共施設整備は行うが、新たに大規模な公共施設整備を行う予定はない。

（地域内の遊休地等の状況等）

【重点促進区域 1、2、3 及び 4】

重点促進区域内においては、現在のところ産業用途に活用できる遊休地等は確認できていない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

また、朝日村、安曇野市内、山形村及び松本市内には、既存の工業団地や現に宅地化された土地に

において遊休地等は存在していない。

（他計画との調和等）

【重点促進区域 1】

本区域については、朝日村第 4 次国土利用計画及び朝日村農業振興地域整備計画において、工業用地については、環境保全や景観との調和に配慮し、高度技術産業等の工業団地の需要には、工業用地と住宅用地の混在を防止することに配慮しつつ、村産木材の活用や、野菜花き果樹生産から加工まで行う循環型の儲かる農林業を展開するために、誘致に必要な地域に位置付けられている。

本計画は、林業分野では村産木材を伐採から製材加工、端材まで無駄なく循環活用させる事業と、農業分野では農業事業を展開するために、産地化した高原野菜の安定生産に加え、温暖に対応した野菜花き果樹栽培、特産品開発を含めた農産物の加工事業を推進するものであり、農林業分野において地域経済牽引事業の用に供されることを想定したものである。そのため、上記事業の内容については、朝日村農業振興地域整備計画に示された環境保全や景観との調和、工業用地と住宅用地の混在の防止、村産木材の活用、及び野菜花き果樹生産から加工まで行う循環型の儲かる農林業の展開に即したものであり、朝日村農業振興地域整備計画と調和が図られている。また、本区域は高速道路に近いという特徴を生かした企業誘致を行い、農林業分野以外において若者の村内雇用・就業を促進する方針としている第 6 次総合計画とも調和が図られている。

【重点促進区域 2】

農地として重点促進区域に設定された土地の選定については、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと、既存集落の居住環境の保全を図ること、及び「安曇野市土地利用基本計画」に定める開発事業の基準である、「田園環境区域の工業施設は、産業集積地内若しくは隣接していること」を踏まえ選定した。

・ 第 2 次安曇野市総合計画（基本構想・後期基本計画）における記載

第 2 次安曇野市総合計画基本構想では、将来ビジョン「自然、文化、産業が織りなす 共生の街 安曇野」を掲げ、将来ビジョンを具体化するための目標として「魅力ある産業を維持・創造するまち」を掲げている。後期基本計画では、価値創出プロジェクト「選ばれ続けるまち、安曇野」の中で、就労環境の整備を掲げている。これらを実現するための施策の 1 つとして「商工業の振興」が盛り込まれ、「新たな産業団地の造成などの受け皿の確保や支援策の充実により、企業の誘致や内発的展開を図ります。」と記載されている。

・ 安曇野市都市計画マスタープランにおける記載

安曇野市都市計画マスタープランでは、新たな事業用地の確保・誘導に対する市の考え方として、「新たな事業用地については、一定の都市基盤整備の整った既存の産業団地、若しくは工業団地又はこれらの隣接地に確保・誘導を図ることが、本市の都市づくりにおける基本的な考え方（方針）です。」と記載されている。

・ 安曇野市土地利用基本計画における記載

安曇野市では、まちづくりの基盤となる土地の適正かつ合理的な利用を推進するため、「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」を制定し、本条例の目的を達成するため、市の土地利用の基本となる「安曇野市土地利用基本計画」を定めている。

安曇野市土地利用基本計画では、本区域を含む田園環境区域の工業施設（工場、倉庫、事業所等）の開発基準として、「産業集積地内若しくは条例の施行日前から立地している工場の敷地内であること、又は産業集積地若しくは基本集落等の区域内の条例の施行日前から立地している工場、事業所等に隣接していること。」と記載されている。

・ 安曇野市農業振興地域整備計画における記載

安曇野市農業振興地域整備計画における全市的な土地利用の方針として、「生産性の高い土地利用型農業を確立するため、集団的な優良農地を保全することを第一とし、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的な条件や豊かな自然環境と景観に十分配慮をしながら、都市的な生活基盤・経済活動基盤の整備を図りつつ、適正かつ合理的な土地利用を進めることとします。」と記載されている。

本区域内を含む北穂高地区の方向性は「積極的に農地集積を図り、機械化一貫作業、ブロックローテーション、団地化を進め、効率的な農地利用を推進します。また、狐島地区にはセルリーの産地が形成されており、施設野菜栽培を積極的に導入し、複合経営による安定営農を図るべく合理的な土地利用を推進します。」と記載されている。

また、農業従事者の安定的な就業の促進の目標としては、販売農家数そのものは、継続的に減少傾向を示しているが、担い手等への農地の集積により、専業農家数は増加する傾向にあり、「農業従事者の安定的な就業機会の確保を図るとともに、定住条件の整備を推進する必要があります。」「農村を健全な定住地域とするため、生産基盤整備及び生活環境整備の促進に合わせ、工場、商業エリア等の計画的導入を図り、農業構造の改善と農業従事者の安定的な就業機会の確保に努めます。」と記載されている。

本区域では、成長分野である「精密機器関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野」や「地域の特産物を活用した農林加工・地域商社分野」、「交通インフラを活用した建設及び関連サービス分野」の地域経済牽引事業の実施を予定しており、秩序ある土地利用により交通利便性を活かした地域経済を支える産業集積を図るものであることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域３】

本区域については、山形村第二次国土利用計画において、県内最大級の工業団地である松本臨空工業団地に隣接しているため、工業や運輸業等の大規模施設や大型商業施設が集積し、業務地として村の活力を高める重要な地域の一つとして位置付けており、地域全体の活力の向上や雇用の創出につなげるために企業誘致活動を展開し、優良企業等の立地促進を図ることと位置付けられている。また、第６次山形村総合計画においても、重点施策を実現するための基本施策の１つとして「商工業の振興」が盛り込まれ、村内の雇用を充実させ、職住近接の暮らしを選びやすくするために「産業集積エリアの拡充と優良企業等の立地促進」が掲げられ、産業集積エリアの拡充を行い、企業誘致を行う方針が示されており、山形村第二次国土利用計画及び第６次山形村総合計画と調和がとれている。

山形村農業振興地域整備計画における記載：

本村の土地利用については、近年、開発件数が増加傾向にあり、都市化の進展により農地の他用途への転用が進むものと見込まれる。しかし、豊かな農産物を生み出す優良農地は、未来に引き継ぐべき貴重な資源として保全確保の必要がある。そのため、平成 27 年度に策定した土地利用計画では、農用地のスプロール化や土地の用途混在を防ぎ、村土の均衡ある発展を目的として、農業振興地域との指定との整合を図りつつ、村が発展していくための計画的な土地利用を進めるとしている。

【重点促進区域 4】

農地及び市街化調整区域として重点促進区域に設定された土地については、以下のとおり他計画において方針が示されている。

・松本都市計画区域マスタープランにおける記載

既存工業団地周辺や主要地方道松本環状高家線沿線及び交通結節点周辺は、都市交通網の整備による利便性を活用し、周辺の農業的土地利用と調整を図りながら、新たな産業基盤の形成を図るとしている。

・松本市総合計画（基本構想 2030・第 11 次基本計画）における記載

基本施策の目標として松本の地域特性を活かして、都市と田園環境、自然環境のバランスが保たれた計画的かつ弾力的な土地利用を目指すとしており、計画的な産業の集積と振興のため、既存工業団地周辺やインターチェンジ周辺などにおける計画的な産業集積や、温泉やスポーツ施設、観光拠点などの地域資源を活かした産業振興に向けた土地利用を図ること、また、農地を含めた柔軟な土地利用のため、確保すべき優良な農地を保全しつつ、地域の課題解決に資する必要な範囲で、農地を含めた柔軟な土地利用を検討するとしている。

・松本市都市計画マスタープランにおける記載

当該地区を産業・研究拠点に位置づけ、大規模な工場・物流施設、研究機関の集積を維持・誘導し、周辺環境と調和する産業空間形成を進めるとしている。

土地利用の方針としては、奈良井川以西の外環状線沿線を「複合産業地区」として位置付け、優良農地の保全を基本とした上で、今後の道路整備に伴う産業用地需要の変化を見据えながら、市の産業政策と合致する場合には、農業的土地利用との調整を図り産業施設の誘導を進めるとしている。

また、都市活力を創出する計画的な産業集積や産業振興に向けた方針として、一定の都市基盤が整っている既存の産業団地及びその周辺の活用を基本とし、受け皿の確保や支援策等の充実により、工場等の誘致を推進し都市活力の創出を図るとしている。

・松本市工業ビジョンにおける記載

工業団地の整備と企業立地の促進として、大規模な事業用地の需要に対しては、事業者自らによる開発事業を促進するため、法的手続き等を含めた必要な支援を行うとしており、事業者が独自に実施する大規模開発等に対する、地域未来投資促進法の活用等に関する支援を行うとしている。

・松本市農業振興地域整備計画における記載

工業の振興に必要な用地については、産業構造や工業用地の需要の変化を的確に把握し、周辺環境や農業振興への配慮、第2次松本市国土利用計画など上位計画との整合を図りながら、計画的な確保に努めるとしている。特に優良農地の開発については、農業経営の安定及び地域農業への影響に配慮し、無秩序な転用を抑制して、他の土地利用との計画的な調整を図るとしている。

本重点促進区域は、高速交通網などのアクセスが整い、かつ既存の工場団地に隣接している区域であることから、精密機器関連産業や食料品製造業の立地が予定されている。また、精密機器関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野並びに地域の特産物を活用した農林水産・地域商社分野に関する地域経済牽引事業の用に供されることから、秩序ある土地利用により交通利便性を活かした地域経済を支える産業集積を図るものであるため、これらの方針と調和したものである。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、上記(1)を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

重点促進区域1においては、農用地区域外である工場等隣接区域での開発を優先する。

重点促進区域2においては、農用地区域外である工場等（青木花見産業団地、島新田工業団地：分譲済み）隣接区域での開発を優先する。

重点促進区域3においては、農用地区域外である工場等、松本臨空工業団地（松本市）隣接区域での開発を優先する。

重点促進区域4においては、農用地区域外である工場等（西南工場団地：分譲済み）隣接区域での開発を優先する。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

安曇野市、朝日村、山形村及び松本市には集团的農地がある。

やむを得ずこうした区域内における集团的農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じる場合や、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる場合は、そうした土地を避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。

また、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の区域内に他の用途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成に支障が生ずる等、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支

障が生ずる事態が起きないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において関連産業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

朝日村では転作促進特別対策事業が実施され、昭和 53 年に完了している。

また、国営かんがい排水事業（中信平二期地区）が実施され、平成 27 年に完了している。完了して 8 年経過している。

安曇野市では県営ほ場整備事業（北穂高地区）、非補助土地改良事業（青島地区）、非補助土地改良事業（清水原地区）、農業構造改善事業（北穂高地区）が実施され、それぞれ平成 17 年、昭和 10 年、昭和 6 年、昭和 45 年に完了している。

山形村では、県営畑地帯総合土地改良事業（山形東部地区）が実施され、昭和 60 年に完了している。県営畑地帯総合土地改良事業（竹田原地区）が実施され、平成 22 年に完了している。

また、国営かんがい排水事業（中信平二期地区）が実施され、平成 27 年に完了している。完了して 8 年経過している。

松本市では非補助開田事業（神林他）が実施され、昭和 36 年に完了している。

ほ場整備などの面的整備事業（灌漑排水事業などの線的整備事業は含まれない。）を実施した農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して 8 年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

朝日村では一部の地域で農地中間管理機構関連事業が実施されている。

農地中間管理機構関連事業の対象農地については、以下の方針にて取り扱う。

- ・農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても、土地利用調整区域に含めないこと
- ・農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

【重点促進区域 1、2 及び 3】

重点促進区域の区域内に市街化調整区域は存在しない。

【重点促進区域 4】

(立地条件)

区域北を横断する県道環状高家線の4車線化が都市計画決定されており、塩尻北インターチェンジまで約5km、現在整備が進められている中部縦貫自動車道へ良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実していることから、製品の各方面への輸送において優位性があり、流通の結節点としての立地条件である。また、本重点促進区域近傍においては、野菜、果物、米の栽培及び畜産が盛んな農用地域が存在しており、原料調達地の近傍という立地条件でもある。

加えて既存工場地や主要地方道松本環状高家線及び交通結節点周辺は、都市交通網の都市交通網の整備による利便性を活用し、周辺の農業的土地利用と調整を図りながら、新たな産業基盤の形成を図る(松本都市計画区域マスタープラン)区域とし、また、奈良井川以西の外環境線線沿線を「複合産業地区」として位置付け、優良農地の保全を基本とした上で、今後の道路整備に伴う産業用地需要の変化を見据えながら、市の産業政策と合致する場合には、農業的土地利用との調整を図り産業施設の誘導を進める(松本市都市計画マスタープラン)こととしている。さらに、産業・研究拠点として西南工業団地が位置付けられており、そこでは、大規模な工場・物流施設、研究機関の集積を維持・誘導し、周辺環境と調和する産業空間形成を進める(松本市都市計画マスタープラン)としているため、本区域は、地域における産業立地の促進のために必要と認められる区域という立地条件でもある。対象となる区域は以下のとおりである。

○松本市今井

対象図面は、別紙4-2のとおり。

なお、本区域は、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域、浸水想定区域のうち一定の区域には該当していない。

(対象施設)

本区域においては、以下の施設について立地の必要性を認めることができる。

- ① 流通の結節点としての立地条件を生かし、物流能力の効率化、受注量の拡大を図り、食品を中心とした物流ネットワークで広域流通の拠点性をさらに高める食品関連物流施設。
- ② 原料調達地の近傍という立地条件を生かし、地元の野菜、果物、米及び肉を加工する食品工場で、取り扱う品目としては、飲料水、菓子、保存食品、生鮮食品、冷凍食品等を予定している。
- ③ 都市計画区域マスタープラン及び市町村マスタープランに記載された産業立地のための土地利用に関する事項の内容に即して、基本計画の重点促進区域内に、高速自動車国道等のインターチェンジ又は幹線道路に近接して定める区域において立地する工場、研究施設又は物流施設。

以上のことから、本施設は、基本方針の第一へ(3)②における(i)、(ii)及び(v)に該当するものである。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「長野県松本地域基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意(法第12条第1項の規定

による変更の同意を含む。)を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第 13 条第 4 項の規定による承認(法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。)を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

【重点促進区域 4】松本市

(農地及び市街化調整区域)

松本市神林

5189 番地 1	5190 番地 1	5191 番地 1	5192 番地	5193 番地	5194 番地
5195 番地	5196 番地	5197 番地	5198 番地	5199 番地	5200 番地
5201 番地 1	5201 番地 2	5202 番地 1	5202 番地 2	5203 番地	5204 番地
5205 番地	5206 番地	5207 番地	5208 番地 1	5208 番地 2	5209 番地
5210 番地	5211 番地	5212 番地	5213 番地	5214 番地	5215 番地 1
5215 番地 2	5216 番地 1	5216 番地 2	5217 番地	5218 番地	5219 番地
5220 番地	5221 番地	5222 番地	5223 番地	5224 番地	5225 番地
5226 番地 1	5227 番地 1	5227 番地 3	5228 番地	5229 番地	5230 番地
5231 番地	5232 番地	5233 番地	5234 番地	5235 番地	5236 番地
5237 番地	5238 番地	5239 番地 1	5239 番地 2	5240 番地 1	5240 番地 2
5241 番地	5242 番地	5243 番地	5244 番地	5245 番地	5246 番地
5247 番地 1	5248 番地 1	5249 番地 1	5250 番地 1	5251 番地 1	5252 番地 1
5253 番地 1	5253 番地 3	5254 番地 1	5254 番地 3	5255 番地 1	5256 番地 1
5257 番地 1	5258 番地 1	5259 番地 1	5260 番地 1	5261 番地 1	5262 番地 1
5263 番地 1	5264 番地 1	5265 番地 1	5266 番地 1	5267 番地 1	5269 番地 1
5270 番地 1	5271 番地 1	5272 番地 1	5273 番地 1	5274 番地 1	5275 番地 1
5276 番地 1	5277 番地 1	5278 番地 1	5279 番地 1	5280 番地 1	5281 番地 1
5282 番地 1	5283 番地 1	5284 番地 1	5284 番地 3	5285 番地 1	5286 番地 1
5287 番地 1	5288 番地 1	5289 番地	5290 番地	6772 番地 1	6772 番地 2
6773 番地 1					

(農地及び市街化調整区域)

松本市今井

4014 番地	4015 番地	4016 番地	4017 番地 1	4017 番地 2	4017 番地 3
4018 番地 1	4019 番地 1	4034 番地 1	4036 番地 1	4037 番地 1	6664 番地 1
6664 番地 2	6664 番地 3	6664 番地 4	6664 番地 5	6665 番地 1	6665 番地 2
6666 番地 1	6666 番地 2	6667 番地 1	6667 番地 2	6669 番地 1	6669 番地 2
6670 番地	6671 番地	6672 番地 2	6676 番地 1	6676 番地 2	6676 番地 3
6676 番地 4	6676 番地 5	6676 番地 10	6678 番地 2	6679 番地 1	6679 番地 2

6680 番地 1	6680 番地 2	6681 番地 1	6681 番地 2	6798 番地 1	6799 番地 1
6800 番地 2	6801 番地 1	6802 番地 1	6803 番地 1	6804 番地 1	6805 番地 1
6806 番地 1	6807 番地 1	6807 番地 2	6807 番地 3	6808 番地 1	6809 番地
6810 番地	6811 番地	6812 番地	6813 番地	6814 番地	6815 番地
6819 番地 3	6819 番地 9				

